

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和5年2月27日
【中間会計期間】	第51期中（自 令和4年6月1日 至 令和4年11月30日）
【会社名】	互助会保証株式会社
【英訳名】	MUTUAL SERVICE AID GUARANTEE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 舟町 仁志
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋1丁目18番12号COMS虎ノ門
【電話番号】	（03）6550-9222（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 飯塚 義雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋1丁目18番12号COMS虎ノ門
【電話番号】	（03）6550-9222（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 飯塚 義雄
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第49期中	第50期中	第51期中	第49期	第50期
会計期間		自令和2年 6月1日 至令和2年 11月30日	自令和3年 6月1日 至令和3年 11月30日	自令和4年 6月1日 至令和4年 11月30日	自令和2年 6月1日 至令和3年 5月31日	自令和3年 6月1日 至令和4年 5月31日
営業収入	百万円	719	719	713	1,434	1,433
経常利益	"	2,021	1,124	1,068	2,346	1,986
中間（当期）純利益	"	1,480	771	177	1,365	1,371
持分法を適用した場合の 投資利益	"	-	-	-	-	-
資本金	"	3,980	3,980	3,980	3,980	3,980
発行済株式総数						
普通株式	株	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000
優先株式		60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
純資産額	百万円	43,231	45,160	42,735	44,623	43,766
総資産額	"	108,861	102,508	99,457	111,530	100,412
1株当たり純資産額	円	387,823	407,918	382,656	402,331	393,396
1株当たり中間（当期） 純利益	"	14,794	7,408	1,220	13,598	13,664
潜在株式調整後1株当 たり中間（当期）純利益	"	-	-	-	-	-
1株当たり配当額						
普通株式	"	400	400	400	400	400
（内1株当たり中間配 当額）	"	（-）	（-）	（-）	（-）	（-）
優先株式	"	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
（内1株当たり中間配 当額）	"	（-）	（-）	（-）	（-）	（-）
自己資本比率	%	39.7	44.1	43.0	40.0	43.6
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	1,329	581	306	2,237	1,151
投資活動によるキャッ シュ・フロー	"	3,570	7,676	896	3,056	7,250
財務活動によるキャッ シュ・フロー	"	98	10,098	98	98	10,098
現金及び現金同等物の中 間期末（期末）残高	"	3,272	2,856	2,310	4,696	2,999
従業員数	名	19	18	19	17	18
〔ほか、平均臨時雇用人 員〕	"	〔3〕	〔3〕	〔3〕	〔3〕	〔3〕

（注）1．営業収入は非課税につき、消費税等は含まれておりません。

2．潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりませ
ん。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

1. 令和4年11月30日現在の従業員数は19名であります。
2. 当社は保証事業の単一セグメントであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「開かれた互助会保証」を経営理念に、互助会経営者との対話を積極的に行っております。

経営の基本方針は次の3点であり、割賦販売法に基づく指定受託機関として、全国の冠婚葬祭互助会に対する保証と幅広いサポートを行っています。

互助会業界の健全な発展に貢献すること。

契約互助会の継続的な発展に貢献すること。

当社の保証基盤(受託事業基金と純資産)の強化を図ること。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

互助会業界を取り巻く経営環境は、少子・高齢化の進展、消費者のライフスタイル・ニーズの変化等の構造的な要因に加えて、令和元年3月からは新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を大きく受けています。

このような状況の中で、当社といたしましては、「コロナ禍に直面する互助会の支援」、「保証基盤の堅持」、「保証リスクの軽減」及び「互助会保証の事業価値向上」を経営方針とする「中期経営計画（令和3年度～令和5年度）」に取り組んでいます。令和3年7月に策定した「中期経営計画（令和3年度～令和5年度）」においては、最終年度で保証契約残高は7,809億円以上、保証基盤額(受託事業基金と純資産の合計額)は1,015億円以上という目標を掲げておりますが、当中間会計期間の末日現在においては、保証契約残高は7,991億円、保証基盤額は968億円となりました。

今後も、消費者保護という使命を果たすべく保証基盤の充実に従来にも増して注力するとともに、契約互助会の皆様の経営ならびに業界システムの安定・強化に貢献できるように引き続き努力し、もって指定受託機関としての役割を果たしていく所存であります。

2【事業等のリスク】

半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状況及び経営成績等に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスク要因には、以下の事項があります。

なお、経営成績等に重要な影響を与える要因はこれらに限定されるものではありません。

また、以下の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 与信リスク

これに対応するために、当社では、互助会との前受業務保証金供託委託契約の締結にあたっては、訪問調査、業界情報の収集、厳正な経営成績及び資産内容等の調査、評価を行っています。また財務上は保証基盤の充実に注力しております。しかしながら、契約先互助会が急激な業績悪化等により経営破綻となった場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 担保価値低下リスク

当社では、互助会との前受業務保証金供託委託契約の締結にあたっては、規程に則り不動産担保評価を行ったうえで担保取得しております。担保不動産の価値低下が直ちに当社の財政状況及び経営成績等に影響を与えるものではありませんが、契約先互助会が経営破綻となった場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。これに対応するため、保証基盤充実に注力しております。

(3) 資産運用リスク

これに対応するために、当社は、「安全性」「効率性」「流動性」を重視した資産運用方針に基づき、外部専門機関への運用委託を原則として、投資適格債券、不動産投資信託、株式等によるポートフォリオ運用を行っています。市況の低迷や市場金利の上昇等により、保有債券の評価損の発生や、含み損益が悪化した場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制に関するリスク

当社は、保証事業においては割賦販売関連法規、人事労務においては労務関連法規、財務・税務分野においては会計税務関連法規その他の法的規制を受けております。当社が各種の法的規制を遵守できなかった場合、又は各種の規制の変更や新たな法的規制の制定が当社の予想を超えて実施された場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。これに対応するため、法的規制を遵守するとともに、保証基盤の充実に注力しております。

(5) 災害・事故・新型コロナウイルス等感染症のリスク

これらに対応するため、当社の事業所が存する地域において大規模な自然災害や事故が発生した場合及び新型コロナウイルス等感染症による感染が拡大した場合に備えた勤務体制の構築及び与信リスクの管理強化に取り組んでおります。しかしながら、当社の想定を超えた災害や事故の発生及び新型コロナウイルス等感染症による感染の拡大に伴い契約先互助会の経営状態が悪化した場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間の景況を概観しますと、我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響や物価上昇、深刻な人手不足など成長力低下の要因があったものの、感染防止策やワクチン接種が進むに伴いウィズコロナの生活様式が浸透するなかサービス消費を中心に個人消費は回復し、高水準の収益に支えられ企業の設備投資も堅調に推移したことから緩やかな持ち直しの状況が続いております。

このような状況の中で、当社の契約先である冠婚葬祭互助会業界の業況は令和元年3月からの新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、冠婚儀式の中止や延期、葬儀の小規模化等事業環境は厳しい状況が続いておりましたが感染防止策の徹底、社会経済活動の正常化に伴い契約先互助会の業績の回復が徐々に認められる状況になりました。

また、金融市場では、ドル円相場は、内外金利差から総じて円安が進み中間期末には137円となりました。日経平均株価は、米国等海外株式の下落により9月末に一時2万6千円を割りましたが中間期末には2万8千円近くまで回復しました。金利は、国内長期市場金利は中間期末には0.25%まで上昇し、米国の長期市場金利はインフレの抑制のために政策金利が急ピッチに引き上げられた結果、3.6%台まで上昇しました。

企業の資金運用は、各国の金融政策、経済政策、新型コロナウイルス感染症及び世界の地政学的リスクの状況によって大きく影響を受ける難しい局面が続いております。

当社の当中間会計期間の業績は次のとおりとなりました。

損益状況につきましては、営業収益は、前年同期比6百万円減の713百万円となりました。営業費用は、前年同期比515百万円減の271百万円を計上しました。営業費用の減少は、債務保証損失引当金繰入の減少等によるものです。この結果、営業利益は前年同期比508百万円増の441百万円となりました。営業外収益は、受取配当金及び有価証券利息の合計212百万円及び投資有価証券運用損益385百万円、ならびにテナントからの受取賃貸料53百万円等の合計651百万円を計上しました。営業外費用は、社屋の賃貸収入原価23百万円を計上しました。以上の結果、経常利益は、前年同期比55百万円減の1,068百万円となりました。税引前中間純利益は、前年同期比254百万円減の855百万円となりました。中間純利益は、当社の今後の業績の見通し等を踏まえ、当中間期末決算において繰延税金資産の取崩しを行い、法人税等調整額428百万円を計上した結果、前年同期比594百万円減の177百万円となりました。

中期経営計画の達成状況に関する認識及び分析は次のとおりです。

令和3年7月に策定した「中期経営計画（令和3年度～令和5年度）」の期間においては、保証契約残高は7,809億円以上、保証基盤額（受託事業基金と純資産の合計額）は1,015億円以上という目標を掲げておりますが、当中間会計期間の末日現在で、保証契約残高が7,991億円、保証基盤額は968億円となりました。引き続き、計画の達成のために収益力の強化策を実行し保証基盤の充実に努めます。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、2,310百万円となり、前中間会計期間末に比べ545百万円減少しました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動で得られた資金は、306百万円となりました。これは、営業収入721百万円、利息及び配当金の受取額229百万円、受託事業基金の受入126百万円、受託事業基金の返還137百万円、人件費及びその他の営業支出等634百万円等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動で使用した資金は、896百万円となりました。これは、投資有価証券の売却による収入2,575百万円、投資有価証券の取得による支出3,500百万円及びその他の収入27百万円等があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動で使用した資金は、98百万円となりました。これは、普通株式の配当及び第一種優先株式の配当98百万円によるものであります。

(3) 生産、受注及び販売の実績

供託受託契約状況

期別	前中間会計期間 (自 令和3年6月1日 至 令和3年11月30日)				当中間会計期間 (自 令和4年6月1日 至 令和4年11月30日)				前事業年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)			
件数・ 金額	供託受託契約額		供託受託契約額残高 令和3年11月30日 現在		供託受託契約額		供託受託契約額残高 令和4年11月30日 現在		供託受託契約額		供託受託契約額残高 令和4年5月31日 現在	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
	152	780,848,092	152	780,848,092	152	799,120,663	152	799,120,663	303	1,560,103,018	151	779,254,926
計	152	780,848,092	152	780,848,092	152	799,120,663	152	799,120,663	303	1,560,103,018	151	779,254,926

（注） 供託受託契約の契約期間は6ヶ月であるため、前事業年度供託受託契約額は2基準日の合計額であります。

供託受託契約実績及び収入手数料

項目	前中間会計期間 (自 令和3年6月1日 至 令和3年11月30日)		当中間会計期間 (自 令和4年6月1日 至 令和4年11月30日)		前事業年度 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)	
区分	計	収入手数料 (千円)	計	収入手数料 (千円)	計	収入手数料 (千円)
件数・金額（件）	152	714,054	152	721,704	303	1,426,573
供託受託契約額（千円）	780,848,092		799,120,663		1,560,103,018	
供託受託契約残高(A) （千円）	780,848,092		799,120,663		779,254,926	
供託受託契約限度額(B) （千円）	2,479,879,142		2,432,226,099		2,447,840,448	
供託受託契約限度額に対 する供託受託契約残高の 比率(A) / (B)（％）	31.5		32.9		31.8	

(4) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

当中間会計期間の財政状態の分析

() 資産

当中間会計期間末の資産合計は、99,457百万円（前事業年度末100,412百万円）となり、954百万円減少となりました。増減の主なものは、現金及び預金の減少689百万円、有価証券の減少339百万円及び繰延税金資産の増加61百万円であります。

() 負債

当中間会計期間末の負債合計につきましては、56,722百万円（前事業年度末56,646百万円）となり、76百万円増加となりました。増減の主なものは、責任準備金の増加221百万円、債務保証損失引当金の減少19百万円及び受託事業基金の減少11百万円であります。

() 純資産

当中間会計期間末の純資産合計は、42,735百万円（前事業年度末43,766百万円）となり、1,030百万円減少となりました。増減の主なものは、利益剰余金の増加78百万円及びその他有価証券評価差額金の減少1,109百万円であります。

当中間会計期間の経営成績の分析

3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。なお、1「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び2「事業等のリスク」をあわせてご参照ください。

キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、(2)「キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

資本の財源及び資本の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、人件費等の経費であり内部資金により調達しております。

当社は、事業に必要な流動性と資金源泉を安定的に確保することを基本方針としております。流動資産から流動負債を控除した運転資本については、当中間会計期間の末日現在において48億円の超過となっております。

長期資金需要につきましては、内部資金により調達することを基本方針としております。

当中間会計期間の末日現在において、設備投資等の重要な支出の予定はありません。

また、中間会計期間の末日現在において、有価証券及び投資有価証券の残高は929億円となっております。資産運用につきましては、「安全性」「効率性」「流動性」を重視した「ポートフォリオ運用」を基本とし、社内の資産運用規程に則り、特に「安全性」に注意を払い運用しております。

なお、現金及び現金同等物の残高は23億円となっております。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

令和4年11月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	什器備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社 (東京都港区)	前受金の 保証事業	その他設備	1,285,219	4,606	2,029,442 (377.30)	3,319,268	19

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	384,000
第一種優先株式	60,000
計	444,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (令和4年11月30日)	提出日現在発行数(株) (令和5年2月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	96,000	96,000	該当なし	当社は単元株 制度は採用し ておりませ ん。(注1)
第一種優先株式	60,000	60,000	該当なし	当社は単元株 制度は採用し ておりませ ん。(注2)
計	156,000	156,000	-	-

(注1) 株式の譲渡制限に関する規定は次のとおりであります。

当社の発行する全部の株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定め
ており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第8条において定めております。

(注2) 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下優先株主と
いう。)又は優先株式の登録株式質権者(以下優先登録株式質権者という。)に対し、普通株式を有する
株主(以下普通株主という。)又は普通株式質権者(以下普通登録株式質権者という。)に先立ち、次に
定める額の金銭による剰余金の配当(以下配当により支払われる金銭を優先配当金という。)を行う。

第一種優先株式

1株につき年1,000円

非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対し支払う金銭による剰余金の配当の額が
優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録
株式質権者に先立ち、次に定める額の金銭を支払う。

第一種優先株式

1株につき100,000円

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 取得条項

当社は、平成29年9月30日以降の当社の取締役会が取得日として定める日に、第一種優先株式1株につ
き100,000円で、第一種優先株式を取得することができる。

(4) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
令和4年6月1日 ～令和4年11月30日	-	156	-	3,980,000	-	3,014,509

(5) 【大株主の状況】
所有株式数別

令和4年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ベルコ	池田市空港1-12-10	7,789 (4,500)	5.0
株式会社セレマ	京都市中京区西ノ京中御門東町134番地	6,428 (4,500)	4.1
株式会社日本セレモニー	下関市王喜本町6-4-50	5,530 (4,500)	3.5
株式会社レクスト	名古屋市中区富士見町10-27	5,364 (1,000)	3.4
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	4,800	3.1
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	4,800	3.1
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	4,800	3.1
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2-2-1	4,800	3.1
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	4,800	3.1
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	4,800	3.1
アルファクラブ武蔵野株式会社	さいたま市大宮区上小町535番地	4,754 (4,500)	3.0
株式会社アークベル	新潟市中央区南笹口2-7-20	4,739 (2,500)	3.0
株式会社サンレー	北九州市小倉北区上富野3-2-8	4,482 (2,500)	2.9
ユウベル株式会社	広島市西区南観音3-16-19	4,320 (3,000)	2.8
株式会社京阪互助センター	大阪市北区鶴野町4番16号	3,772 (2,000)	2.4
株式会社１１７	姫路市古二階町63番地	3,770 (2,500)	2.4
株式会社千代田	東京都荒川区西日暮里2-39-4	3,676 (2,000)	2.4
株式会社くらしの友	東京都大田区西蒲田8-2-12	3,650 (2,500)	2.3
株式会社メモリード	長崎市稲佐町2番2号	3,406 (2,200)	2.2
りそなカード株式会社	東京都江東区木場1-5-25	3,200	2.1
東洋不動産株式会社	東京都港区虎ノ門1-1-28	3,200	2.1
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7-3	3,200	2.1
ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社	名古屋市中区丸の内3-23-20	3,200	2.1
株式会社デベロツパー三信	東京都千代田区神田錦町3-11	3,200	2.1
三菱ＵＦＪ代行ビジネス株式会社	東京都府中市日鋼町1-1	3,200	2.1
計	-	109,680 (38,200)	70.3

(注)所有株主数の()内書きは、優先株式であります。

所有議決権数別

令和4年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	4,800	5.0
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	4,800	5.0
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	4,800	5.0
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2-2-1	4,800	5.0
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	4,800	5.0
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	4,800	5.0
株式会社レクスト	名古屋市中区富士見町10-27	4,364	4.5
株式会社ベルコ	池田市空港1-12-10	3,289	3.4
りそなカード株式会社	東京都江東区木場1-5-25	3,200	3.3
東洋不動産株式会社	東京都港区虎ノ門1-1-28	3,200	3.3
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7-3	3,200	3.3
S M B C ファイナンスサービス株式会社	名古屋市中区丸の内3-23-20	3,200	3.3
株式会社デベロツパー三信	東京都千代田区神田錦町3-11	3,200	3.3
三菱UFJ代行ビジネス株式会社	東京都府中市日鋼町1-1	3,200	3.3
株式会社名古屋冠婚葬祭互助会	名古屋市中区本通1-21	2,248	2.3
株式会社アークベル	新潟市中央区南笹口2-7-20	2,239	2.3
計	-	60,140	62.6

(6)【議決権の状況】
【発行済株式】

令和4年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 60,000	-	「1.株式等の状況」の 「(1)株式の総数等」の 「発行済株式」の注記 に記載されております。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 96,000	96,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	156,000	-	-
総株主の議決権	-	96,000	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)	就任 年月日
取締役	渡邊 正典	昭和39年 7月21日生	平成18年4月 (株)アルス代表取締役(現在) 平成20年5月 (株)セレモジャパン代表取締役社長(現在) 平成23年2月 (株)メモワール代表取締役社長(現在) 令和2年8月 当社社外監査役 令和4年8月 (一社)全日本冠婚葬祭互助協会会長(現在) 令和4年10月 当社社外取締役就任(現在)	(注1)	-	令和4年 10月20日
監査役	和田 浩明	昭和49年 8月8日生	平成26年5月 サイカンシステム(株)代表取締役(現在) 平成28年4月 (株)東冠代表取締役(現在) 令和4年8月 アルファクラブ武蔵野(株)代表取締役社長(現在) 令和4年8月 せいしん(株)代表取締役(現在) 平成4年10月 当社社外監査役就任(現在)	(注2)	-	令和4年 10月20日

(注1) 令和4年10月20日開催の臨時株主総会の終結の時から令和5年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(注2) 令和4年10月20日開催の臨時株主総会の終結の時から令和6年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
監査役	渡邊 正典	令和4年10月20日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性18名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（令和4年6月1日から令和4年11月30日まで）の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人により中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社はありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和4年5月31日)	当中間会計期間 (令和4年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,599,501	2,910,404
有価証券	4,308,131	4,300,461
未収入金	3,802	3,769
未収収益	59,502	59,882
前払費用	3,513	2,763
その他	-	60,000
流動資産合計	7,974,452	7,337,282
固定資産		
有形固定資産	3 3,352,809	3 3,319,268
無形固定資産		
ソフトウェア	47,775	36,150
電話加入権	456	456
無形固定資産合計	48,231	36,607
投資その他の資産		
投資有価証券	88,954,730	88,621,826
長期前払費用	3,658	2,797
繰延税金資産	78,752	140,210
投資その他の資産合計	89,037,140	88,764,835
固定資産合計	92,438,181	92,120,710
資産合計	100,412,633	99,457,993

(単位：千円)

	前事業年度 (令和4年5月31日)	当中間会計期間 (令和4年11月30日)
負債の部		
流動負債		
責任準備金	1,669,690	1,891,423
未払金	25,194	6,391
未払費用	27,349	29,973
未払法人税等	322,831	214,527
未払消費税等	3,226	2,771
預り金	2,816	2,929
前受収益	9,759	9,759
債務保証損失引当金	1,323,244	1,303,782
その他	4	6
流動負債合計	2,384,118	2,461,564
固定負債		
受託事業基金	54,147,593	54,136,523
長期預り保証金	60,073	60,073
役員退職慰労引当金	50,530	59,621
退職給付引当金	4,293	5,164
固定負債合計	54,262,490	54,261,382
負債合計	56,646,609	56,722,947
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,980,000	3,980,000
資本剰余金		
資本準備金	3,014,509	3,014,509
資本剰余金合計	3,014,509	3,014,509
利益剰余金		
利益準備金	122,880	122,880
その他利益剰余金		
受託事業基金積立金	34,388,400	35,688,400
繰越利益剰余金	1,421,318	200,107
利益剰余金合計	35,932,598	36,011,387
株主資本合計	42,927,107	43,005,896
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	838,916	270,850
評価・換算差額等合計	838,916	270,850
純資産合計	43,766,024	42,735,045
負債純資産合計	100,412,633	99,457,993

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和3年6月1日 至 令和3年11月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年6月1日 至 令和4年11月30日)
営業収入		
収入手数料	719,398	713,024
営業費用	787,049	271,938
営業利益又は営業損失（ ）	67,650	441,085
営業外収益	² 1,259,863	² 651,570
営業外費用	³ 67,538	³ 23,966
経常利益	1,124,673	1,068,688
特別損失		
責任準備金繰入	-	213,052
投資有価証券評価損	14,808	-
有形固定資産除却損	0	-
特別損失合計	14,808	213,052
税引前中間純利益	1,109,864	855,636
法人税、住民税及び事業税	491,019	250,123
法人税等調整額	152,355	428,323
法人税等合計	338,663	678,447
中間純利益	771,200	177,188

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 令和3年6月1日 至 令和3年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					受託事業基金積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,980,000	3,014,509	3,014,509	122,880	33,138,400	1,397,944	34,659,224	41,653,733
当中間期変動額								
剰余金の配当						98,400	98,400	98,400
受託事業基金積立金の積立					1,250,000	1,250,000	-	-
中間純利益						771,200	771,200	771,200
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	1,250,000	577,199	672,800	672,800
当中間期末残高	3,980,000	3,014,509	3,014,509	122,880	34,388,400	820,745	35,332,025	42,326,534

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,970,083	2,970,083	44,623,817
当中間期変動額			
剰余金の配当			98,400
受託事業基金積立金の積立			-
中間純利益			771,200
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	136,398	136,398	136,398
当中間期変動額合計	136,398	136,398	536,402
当中間期末残高	2,833,685	2,833,685	45,160,220

当中間会計期間（自 令和4年6月1日 至 令和4年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					受託事業基金積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,980,000	3,014,509	3,014,509	122,880	34,388,400	1,421,318	35,932,598	42,927,107
当中間期変動額								
剰余金の配当						98,400	98,400	98,400
受託事業基金積立金の積立					1,300,000	1,300,000	-	-
中間純利益						177,188	177,188	177,188
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	1,300,000	1,221,211	78,788	78,788
当中間期末残高	3,980,000	3,014,509	3,014,509	122,880	35,688,400	200,107	36,011,387	43,005,896

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	838,916	838,916	43,766,024
当中間期変動額			
剰余金の配当			98,400
受託事業基金積立金の積立			-
中間純利益			177,188
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,109,767	1,109,767	1,109,767
当中間期変動額合計	1,109,767	1,109,767	1,030,978
当中間期末残高	270,850	270,850	42,735,045

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和3年6月1日 至 令和3年11月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年6月1日 至 令和4年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	714,054	721,704
人件費の支出	140,306	142,130
その他の営業支出	174,222	172,319
小計	399,524	407,254
利息及び配当金の受取額	416,265	229,926
受託事業基金受入	164,749	126,430
受託事業基金返還	-	137,500
その他の収入	1,071	21
利息の支払額	100,000	-
法人税等の支払額	301,689	319,562
未払消費税等の増減額（は減少）	1,431	454
営業活動によるキャッシュ・フロー	581,352	306,115
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	300,000	300,000
定期預金の払戻による収入	300,000	300,000
有価証券の償還による収入	5,900,000	-
投資有価証券の取得による支出	1,060	3,500,000
投資有価証券の売却による収入	1,749,719	2,575,449
無形固定資産の取得による支出	1,460	-
投資不動産の賃貸による収入	46,446	53,233
預り保証金の返還による支出	10,015	-
預り保証金の受入による収入	19,604	-
その他の支出	26,278	25,495
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,676,955	896,813
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	98,398	98,398
社債の償還による支出	10,000,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,098,398	98,398
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,840,090	689,096
現金及び現金同等物の期首残高	4,696,220	2,999,501
現金及び現金同等物の中間期末残高	2,856,130	2,310,404

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8～38年

什器備品 4～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 債務保証損失引当金

契約先互助会の経営破綻により将来起こりうる債務保証に係る損失に備えるため、債務保証損失引当金の計上に関する内規等に則り、債務保証のリスクの状況を勘案し、引当金の計上要否判定及び引当額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく自己都合退職による中間期末要支給見積額から中小企業退職金共済制度からの給付相当額を控除した金額を計上しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

責任準備金

割賦販売法第35条の10に基づき、未経過収入手数料と営業収支差額のいずれが多い方の金額を責任準備金として計上しております。

なお、同条第2号により算出した金額（年間営業収支差額）が同条第1号により算出した金額（未経過収入手数料）を超過する金額に相当する責任準備金の繰入額、戻入額については特別損益に計上することとしております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響や収束時期等を含む仮定に関する情報)

当社では、会計上の見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症による影響が当面続くものと仮定し、現段階において入手可能な情報に基づき最善の見積りを行っております。しかし、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明なため、今後の動向によっては翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(中間貸借対照表関係)

1 責任準備金

供託委託契約による収入手数料の未経過額(前受収益)に係る金額は、次のとおりであります。

前事業年度 (令和4年5月31日)	当中間会計期間 (令和4年11月30日)
669,690千円	678,370千円

2 代位供託保証残高

互助会等に代わって法務局に供託することを保証している残高は、次のとおりであります。

前事業年度 (令和4年5月31日)	当中間会計期間 (令和4年11月30日)
779,254,926千円	799,120,663千円

3 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

前事業年度 (令和4年5月31日)	当中間会計期間 (令和4年11月30日)
371,275千円	404,816千円

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和3年6月1日 至 令和3年11月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年6月1日 至 令和4年11月30日)
有形固定資産	33,729千円	33,540千円
無形固定資産	13,767 "	11,624 "
計	47,496 "	45,165 "

2 営業外収益のうち主なもの

	前中間会計期間 (自 令和3年6月1日 至 令和3年11月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年6月1日 至 令和4年11月30日)
受取利息	17千円	19千円
受取配当金	261,248 "	137,915 "
有価証券利息	98,235 "	74,774 "
投資有価証券運用益	852,805 "	385,606 "
受取賃貸料	46,485 "	53,233 "

3 営業外費用のうち主なもの

	前中間会計期間 (自 令和3年6月1日 至 令和3年11月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年6月1日 至 令和4年11月30日)
社債利息	41,917千円	- 千円
賃貸収入原価	25,620 "	23,966 "

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和3年6月1日 至 令和3年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	96,000	-	-	96,000
第一種優先株式	60,000	-	-	60,000
合計	156,000	-	-	156,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年8月24日 定時株主総会	普通株式	38,400 (普通配当38,400)	400 (普通配当400)	令和3年5月31日	令和3年8月25日
	第一種優先株式	60,000 (普通配当60,000)	1,000 (普通配当1,000)		

当中間会計期間(自 令和4年6月1日 至 令和4年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	96,000	-	-	96,000
第一種優先株式	60,000	-	-	60,000
合計	156,000	-	-	156,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年8月25日 定時株主総会	普通株式	38,400 (普通配当38,400)	400 (普通配当 400)	令和4年5月31日	令和4年8月26日
	第一種優先株式	60,000 (普通配当60,000)	1,000 (普通配当1,000)		

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和3年6月1日 至 令和3年11月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年6月1日 至 令和4年11月30日)
現金及び預金勘定	3,456,130千円	2,910,404千円
預入期間が3か月を超える定期預金	600,000	600,000
現金及び現金同等物	2,856,130	2,310,404

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(令和4年5月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	93,261,861	93,261,861	-
資産計	93,261,861	93,261,861	-

当中間会計期間(令和4年11月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	92,921,288	92,921,288	-
資産計	92,921,288	92,921,288	-

(注1)「現金及び預金」、「未収入金」については、短期間で決算されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (令和4年5月31日)(千円)	当中間会計期間 (令和4年11月30日)(千円)
非上場株式	1,000	1,000

(注3)「受託事業基金」については、記載を省略しております。当該基金は、主として契約上の債務を担保する目的で契約互助会より預け入れられた金銭であり、当社は契約の終了(解除)により返済義務を負うものであります。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (令和4年5月31日)(千円)	当中間会計期間 (令和4年11月30日)(千円)
受託事業基金	54,147,593	54,136,523

(注4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

株式及び不動産投資信託は取引所の価格、債券は日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値等又は取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定に優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品
前事業年度（令和4年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
債券	-	17,279,970	-	17,279,970
その他	-	75,981,891	-	75,981,891
資産計	-	93,261,861	-	93,261,861

当中間会計期間（令和4年11月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
債券	-	17,130,770	-	17,130,770
その他	-	75,790,517	-	75,790,517
資産計	-	92,921,288	-	92,921,288

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

投資信託及び債券については、市場における取引価格は存在せず、かつ解約等には重要な制限がないため、取引金融機関から提示された基準価格を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（令和4年5月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 債券	10,691,283	10,642,719	48,563
	(2) その他	22,300,943	19,328,492	2,972,450
	小計	32,992,226	29,971,212	3,021,014
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 債券	6,588,687	6,593,696	5,009
	(2) その他	53,680,947	55,487,790	1,806,843
	小計	60,269,634	62,081,486	1,811,852
合計		93,261,861	92,052,699	1,209,161

（注１）前事業年度において、有価証券について14百万円（その他有価証券のその他14百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%～50%程度下落が4半期継続した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（注２）上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度（千円）
非上場株式	1,000

当中間会計期間（令和４年11月30日）

	種類	中間貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 債券	1,816,192	1,808,302	7,889
	(2) その他	22,094,369	19,179,856	2,914,512
	小計	23,910,561	20,988,159	2,922,402
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 債券	15,314,578	15,410,516	95,938
	(2) その他	53,696,148	56,912,999	3,216,851
	小計	69,010,727	72,323,516	3,312,789
合計		92,921,288	93,311,675	390,387

（注１）減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%～50%程度下落が4半期継続した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（注２）上記に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	当中間会計期間（千円）
非上場株式	1,000

（賃貸等不動産関係）

重要性が乏しいため記載を省略しました。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は、保証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和 4 年 5 月 31 日)	当中間会計期間 (令和 4 年 11 月 30 日)
1 株当たり純資産額	393,396円	382,656円

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和 3 年 6 月 1 日 至 令和 3 年 11 月 30 日)	当中間会計期間 (自 令和 4 年 6 月 1 日 至 令和 4 年 11 月 30 日)
1 株当たり中間純利益	7,408円	1,220円
(算定上の基礎)		
中間純利益 (千円)	771,200	177,188
普通株主に帰属しない金額 (千円)	60,000	60,000
普通株式に係る中間純利益 (千円)	711,200	117,188
普通株式の期中平均株式数 (株)	96,000	96,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和 4 年 5 月 31 日)	当中間会計期間 (令和 4 年 11 月 30 日)
1 株当たり純資産額	393,396円	382,656円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	43,766,024	42,735,045
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	6,000,000	6,000,000
(うち優先株式払込金額 (千円))	(6,000,000)	(6,000,000)
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額 (千円)	37,766,024	36,735,045
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数 (株)	96,000	96,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第50期）（自 令和 3 年 6 月 1 日 至 令和 4 年 5 月31日）令和 4 年 8 月30日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和5年2月16日

互助会保証株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田村 知弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山村 幸也
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている互助会保証株式会社の令和4年6月1日から令和5年5月31日までの第51期事業年度の中間会計期間（令和4年6月1日から令和4年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、互助会保証株式会社の令和4年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和4年6月1日から令和4年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判

断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。